

上市町建設工事等指名停止要領 （平成7年上市町訓令第4号）

（趣旨）

第1条 この要領は、町が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、建設等コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント並びに施設等の維持管理等の業務（以下「町工事等」という。）の入札参加の有資格業者に対する指名停止、指名停止の期間の変更及び指名停止の解除（以下「指名停止等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（有資格業者）

第2条 この要領において、「有資格業者」とは、上市町建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者をいう。

（指名停止）

第3条 有資格業者が別表第1及び第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 前項の規定により指名停止を行ったときは、工事等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第4条 前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められるものを除く。）について、共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第5条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停

止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当する事となった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。
 - (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表第2第1号から第3号まで又は第7号から第10号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第7号から第10号までの措置要件に該当することとなったとき。（前号に掲げる場合を除く。）
- 3 有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項に規定する指名停止の期間の短期より短い期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短給する事ができる。
- 4 有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項に規定する指名停止の期間の長期を超える期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長する事ができる。

（指名停止の期間の変更又は指名停止の解除）

第6条 指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

- 2 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わない事が明らかとなったと認めるときは、当該指名停止を解除するものとする。

（指名停止等の決定）

第7条 町が発注する工事等並びに町が指導監督の責にある機関等が発注する工事等に係る指名停止等は、上市町指名委員会（以下「委員会」という。）の委員長が、指名委員会に諮って決定し、町長の承認を得なければならない。

- 2 前項に規定する工事以外の事由に係る指名停止等についても委員会に諮って決定し、町長の承認を得るものとする。
- 3 委員長は、前2項の措置を行ったときは、速やかにその内容を各課長に通知するものとする。

（指名停止等の通知等）

第8条 町長は、前条に定める報告を受けたときは、当該有資格業者に対し遅滞なくその内

容を通知するものとする。

- 2 前項の規定により指名停止等の通知をする場合において、当該指名停止等が町発注工事等に係るものであるときは、町長は当該有資格業者から必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(一般競争入札の参加資格の停止)

- 第9条 一般競争入札の入札参加資格確認申請期限の日から当該工事等の入札までの間において、町から指名停止を受けた有資格業者は、一般競争の参加資格を停止するものとする。

(随意契約の制限)

- 第10条 指名停止の期間中の有資格業者については、町工事等の随意契約の相手方とする事ができないものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合で、委員会の承認があったときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

- 第11条 町発注工事等の全部若しくは一部を、指名停止の期間中の有資格業者が下請けし、若しくは受託となることを承認してはならない。

(指名停止に至らない事案に関する措置)

- 第12条 町は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この要領は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年1月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。